

別表 1 (ワンストップ相談窓口)【既存】
市町村が実施する創業支援等事業 (橿原市)

創業支援等事業の目標													
<p>橿原市は、本計画に伴い創業者へのワンストップ相談窓口を開設。商工労政係 2 人にて対応する。基本的には市窓口において個別相談で対応し、橿原商工会議所・地域金融機関 (南都銀行、奈良中央信用金庫、大和信用金庫、京都銀行) 等と連携を図ることにより、創業 (希望) 者を支援する。本計画に基づき、引き続き創業者への支援体制をホームページや市広報紙で広く PR することで、年間 10 人程度の創業希望者への支援を行い、うち 2 人程度の創業者創出を目指す。</p> <p>(近年の実績)</p> <table border="0"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>創業支援対象者数</td> <td>8 人</td> <td>創業者数</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>創業支援対象者数</td> <td>8 人</td> <td>創業者数</td> <td>0 人</td> </tr> </table> <p>(目標数)</p> <p>・創業支援対象者数：10 人 創業者数：2 人</p>				令和元年度	創業支援対象者数	8 人	創業者数	0 人	令和 2 年度	創業支援対象者数	8 人	創業者数	0 人
令和元年度	創業支援対象者数	8 人	創業者数	0 人									
令和 2 年度	創業支援対象者数	8 人	創業者数	0 人									
創業支援等事業の内容及び実施方法													
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p><ワンストップ相談窓口>【既存】</p> <p>市役所地域振興課内に創業支援のワンストップ相談窓口を設け、橿原商工会議所、地域金融機関やその他の支援機関と連携し、様々な創業時の課題を解決する。ワンストップ相談窓口は、商工労政係の職員 2 人により、平日の 8 時 30 分～17 時 15 分まで相談対応を行う。なお休日の相談はメール対応とし、週明けに回答するものとする。</p> <p>橿原市の窓口では、市、県、国の支援施策一覧を作成し紹介できるようにするとともに、市内で創業支援を行っている支援機関をまとめ、紹介できるようにする。</p> <p><創業に必要となる要素と各支援機関が担う役割></p> <p>1. ターゲット市場の見つけ方</p> <p>橿原商工会議所や市内金融機関等において、市場ニーズを把握し、情報やターゲット層とのマッチングの機会を提供する。</p> <p>2. ビジネスモデルの構築の仕方</p> <p>橿原商工会議所では経営指導員が創業計画について個別のアドバイスを行うほか、「かしはら創業塾」を開催し、専門の講師を招いてビジネスモデル構築のためのセミナーを行う。</p> <p>(公財) 奈良県地域産業振興センター (奈良県よろず支援拠点) においては、専門職を活かした助言や指導を行うほか、「(創業初心者セミナー) 夢をかなえる土曜塾」を開催し、ビジネスモデル構築のための助言や指導を行う。</p> <p>市内金融機関においては採算性などのアドバイスを個別相談にて行う。</p> <p>市は、各支援機関が開催する「ビジネスプランコンテスト」や事業計画作成についてのセミナーを紹介する。</p>													

3. 売れる商品・サービスの作り方

橿原商工会議所では「かしはら創業塾」を開催し、その中で専門家によるマーケティング戦略についてのカリキュラムを実施し、必要に応じて経営指導員による助言や専門家を紹介したりする。

4. 適正な価格の設定と効果的な販売方法

橿原商工会議所では「かしはら創業塾」を開催し、専門家によるマーケティング戦略についてのカリキュラムを実施し、その後もフォローアップを行い、経営指導員が販路開拓のためのマッチング支援を行う。

5. 資金調達

市内金融機関（南都銀行、奈良中央信用金庫、大和信用金庫、京都銀行）及び日本政策金融公庫奈良支店、奈良県信用保証協会が、資金調達のアドバイスや支援を行う。

橿原市地域振興課が市制度融資により利率軽減及び保証料の補填を行うとともに、各種補助金制度や県制度融資を紹介する。

6. 事業計画書の作成

橿原商工会議所、(公財)奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）が事業計画書の策定について、専門家の知見からアドバイスとブラッシュアップを行う。

7. 許認可、手続き

橿原市地域振興課では、創業手続き・許認可についてアドバイスを行い、各支援機関との連絡調整を行う。

また、より詳細な知識を必要とする場合には、橿原商工会議所専門家連携協議会の専門家を派遣及び奈良県産業振興総合センターでは、「奈良県経営まるごと支援ネットワーク」の機能を活用し、必要に応じて奈良県司法書士会・奈良県行政書士会等を紹介する。

8. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

橿原商工会議所では専門家（中小企業診断士等）を無料で紹介し、創業後の事業展開や新分野への進出可能性について継続的なアドバイスを行う。

〈創業支援機関との連携〉

各支援機関が支援を行った創業希望者の情報に関しては、創業希望者の同意を得た上で、守秘義務に配慮しながら、市が情報の集約・一元化を図り、創業支援等事業者の一覧表を市が作成する。

〈特定創業支援等事業について〉

橿原商工会議所及び(公財)奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）が別表2-1で開催する「かしはら創業塾」及び「(創業初心者セミナー) 夢をかなえる土曜塾」において、「経営、財務、人材育成、販路開拓」について講義を実施する。受講者について当日の出席者を橿原商工会議所及び(公財)奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）より情報提供を受け、市が一覧表を作成し管理する。

別表2-2による個別相談指導を1回1時間程度、橿原商工会議所、(公財)奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）及び市内金融機関が実施し、「経営・財務・販路開拓・

人材育成」について専門家よりアドバイスを受けたものについて、橿原商工会議所、(公財)奈良県地域産業振興センター(奈良県よろず支援拠点)及び市内金融機関より情報提供を受け、市が一覧表を作成し管理する。

別表2-1の創業塾では「経営、財務、人材育成、販路開拓」4分野すべてにおいて1ヶ月以上4回以上にわたり出席が確認できたものについて「特定創業支援等事業」を受けたものとして市が証明書を発行する。別表2-1で行う創業塾について、一部の分野を受講できなかったものも、別表2-2で行う個別相談指導を受けることで、1ヶ月以上4回にわたって4分野すべてを受講したと確認できるものについては「特定創業支援等事業」を受けたものとして市が証明書を発行する。

また別表2-2で行う個別相談指導について、個別指導を1ヶ月以上の期間で4回にわたり「経営・財務・販路開拓・人材育成」の4分野について受講したと確認できるものについても、「特定創業支援等事業」を受けたものとして市が証明書を発行する。

〈各事業の共通事項について〉

本事業計画の全体の進捗状況を市が把握することとし、創業者・創業希望者への支援制度・各種施策については市が中心となって広報(市の広報誌への掲載、ホームページでの周知等)を行う。創業者・創業希望者に対するフォローアップを行うことで、適切に支援を行い、各支援機関とも情報共有を図る。特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業者・創業希望者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話・メールにて確認する。

公序良俗に反する恐れのある事業を行う創業者・創業希望者に対しては、創業支援サービスを行わない。各支援機関においてもこの方針を徹底する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

橿原市地域振興課に担当者2人を配置し、各支援機関と連携したワンストップ窓口を設置し、市の広報誌への掲載やホームページでの周知を行い、幅広く創業者・創業希望者の目に届くようにする。

各支援機関が支援を行った創業者・創業希望者情報に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、市が一元管理を行い、名簿や集計表の作成を行い、「創業支援カルテ」を作成し、各支援機関との情報共有を図る。

各支援機関との連携を図るため、月に1度は橿原商工会議所と連絡会を開催し、その他の支援機関とは電話やメール、必要に応じて直接訪問し情報共有を図る。

計画期間

平成27年8月1日～令和7年3月31日

変更箇所については、令和4年6月24日～令和7年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第9回認定日以降の申請が対象となる。

別表 2-1 (創業塾)【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第2条第30項第1号に該当する事業に限る。）

実施する者の概要										
<p>(1) 氏名または名称 橿原商工会議所 公益財団法人 奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）</p> <p>(2) 住所 奈良県橿原市久米町 652-2 奈良県奈良市柏木町 129-1</p> <p>(3) 代表者の氏名 会頭 森本 俊一 理事長 荒井 正吾</p> <p>(4) 連絡先 TEL 0744-28-4400 FAX 0744-28-4430 TEL 0742-81-3840 FAX 0742-36-4010</p> <p>(5) 担当者 中小企業相談所 山本 尚、馬場 敏夫 奈良県よろず支援拠点 畑中 伊知雄</p>										
創業支援等事業の目標										
<p>橿原市の開廃業率改善による地域活性化と橿原市の産業界の未来を担う人材育成のために、①起業・創業を目指す女性・シニア・学生、②独立志向のサラリーマン・OL、③若手経営者④事業承継者・後継者等を対象に創業支援等事業を行う。創業するにあたっての基礎知識等から創業するための事業計画作成をしっかりと学ぶ【本気で創業したい方】への創業塾や各種専門的知識取得の為に専門家相談などを実施する。</p> <p>過去の実績より起業・創業したい方の中から年間60人程度を創業支援対象者とし、10人程度について起業・創業実現を目指す。</p> <p>(近年の実績)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">令和元年度</td> <td style="width: 25%;">創業支援対象者数</td> <td style="width: 15%;">38人</td> <td style="width: 15%;">創業者数</td> <td style="width: 30%;">6人</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>創業支援対象者数</td> <td>55人</td> <td>創業者数</td> <td>5人</td> </tr> </table> <p>(目標数)</p> <p>・創業支援対象者数：60人 創業者数：10人</p>	令和元年度	創業支援対象者数	38人	創業者数	6人	令和2年度	創業支援対象者数	55人	創業者数	5人
令和元年度	創業支援対象者数	38人	創業者数	6人						
令和2年度	創業支援対象者数	55人	創業者数	5人						
創業支援等事業の内容及び実施方法										
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p><橿原商工会議所主催による創業塾> 【既存・特定創業支援等事業】 橿原市で創業者・創業予定者の支援を行うことを基本指針として、橿原商工会議所主催「かしはら創業塾」を実施する。</p> <p>「かしはら創業塾」として、将来創業を目指している方を対象に、1日3～6時間程度の講座を計5～7回、また橿原商工会議所が独自で開催する会員向けの経営セミナーで旬の経営手</p>										

法を学ぶ講座を複数回という充実したコンテンツで、1ヶ月以上にわたり開催する。

受講生が経営に関する知識・ノウハウが皆無であることを前提に、「自ら経営管理できるまでの経営力を養成すること」を目的として、「経営、財務、販路開拓、人材育成」の観点から「経営に関する知識の習得、事業計画書の作成、プレゼン力の強化」を重点学習要素として習得する。講師には、橿原商工会議所専門家連携協議会所属の税理士・中小企業診断士等を中心とした土業専門家や金融融資担当者などを招き、カリキュラムを開催する。

<特定創業支援等事業について>

下記カリキュラム（案）の①～④の講義に出席した受講生を、かしはら創業塾卒業生とし、「特定創業支援等事業」を受けたものとする。

また、一部の分野を受講できなかったものは、別表2-2で行う個別相談指導を受けることで、1ヶ月以上4回にわたって4分野すべてを受講したと確認できるものについては「特定創業支援等事業」を受けたものとする。また、(公財)奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）の「夢をかなえる土曜塾」、または別表2-2に記載する橿原商工会議所以外における個別相談指導において、受講できなかった分野の個別相談指導を受けることにより、補完できる。

「かしはら創業塾」のカリキュラム（案）

- ①創業者の心構えと戦略的発想〈経営〉
- ②マーケティングと情報発信〈販路開拓〉
- ③会計業務の基礎・財務諸表と資産繰り計画〈財務〉
- ④労務管理の基礎知識と人材確保〈人材育成〉
- ⑤金融機関の融資制度と公的支援制度の活用
- ⑥事業計画策定
- ⑦事業計画の発表、事業計画、ブラッシュアップ

また、「かしはら創業塾」の受講生・卒業生に対するフォローアップとして、以下のⅠ～Ⅳの支援を行う。

Ⅰ. 各種融資獲得支援

民間金融機関や㈱日本政策金融公庫奈良支店、奈良県信用保証協会等の金融機関が整備している創業・起業予定者にとって有利な融資制度を活用できるよう、諸制度の案内及び融資獲得までの支援を行う。

Ⅱ. 専門家派遣

創業者・創業予定者を対象に、創業前の支援から創業後のアフターフォロー支援として、橿原商工会議所が会員及び創業者・創業予定者向けに設置している「専門家連携協議会」から、税理士や中小企業診断士、社会保険労務士、弁護士等、地元橿原市の土業等の専門家を相談者に派遣し、事業計画作成等創業に関する相談や事業計画実施の過程で出現する高度な経営課題を解決する支援を行う。

Ⅲ. 個別相談

創業者・創業予定者を対象に、創業前の支援から創業後のアフターフォロー支援として、橿原商工会議所が会員及び創業者・創業予定者向けに設置している「専門家連携協議会」から、

税理士や中小企業診断士、社会保険労務士、弁護士等、地元橿原市の土業と相談者との個別相談会を開催し、事業計画作成等創業に関する相談や事業計画実施の過程で出現する高度な経営課題を解決する支援を行う。

IV. 公的機関の創業に関する補助金・助成金獲得支援

国や国に準ずる支援団体の創業に関する補助金・助成金を獲得する支援を行う。

具体的には、産業競争力強化法に基づく創業補助金や雇用関係助成金等の獲得である。

これらの補助金・助成金に関して、情報提供及び申請書作成支援を行う。

<奈良県よろず支援拠点による創業塾>【既存・特定創業支援等事業】

創業・起業する方に支援を行うことを基本指針として、(公財)奈良県地域産業振興センター(奈良県よろず支援拠点)主催「夢をかなえる土曜塾」を実施する。

「夢をかなえる土曜塾」を、経営・財務・人材育成・販路開拓をテーマに1ヵ月以上にわたり全4回(1日2時間程度)開催し、主に創業初心者の方々に向けて、難しい内容を分かりやすく解説し、受講者の創業意欲と知識を高める。また、実施日に個別相談会を開催し、受講者のうち希望する者に対して、様々な疑問や課題の相談に対応する。

<特定創業支援等事業について>

「夢をかなえる土曜塾」のうち、「経営、財務、販路開拓、人材育成」に関する講義に出席した者を、「特定創業支援等事業」を受けた者とする。一部の講義に欠席した者に対しては、(公財)奈良県地域産業振興センター(奈良県よろず支援拠点)が個別に補講を行う。(公財)奈良県地域産業振興センター(奈良県よろず支援拠点)の補講が受けられない場合は、個別相談指導(別表2-2)において、受講できなかった分野の個別相談指導を受けることにより、補完できる。また、橿原商工会議所の「かしはら創業塾」、または別表2-2に記載する奈良県よろず支援拠点以外における個別相談指導において、受講できなかった分野の個別相談指導を受けることにより、補完できる。

「夢をかなえる土曜塾」のカリキュラム

- ・事業コンセプトの決定 <経営>
- ・マーケティングの基礎 <販路開拓>
- ・財務・会計の基礎 <財務>
- ・組織・人材、支援制度 <人材育成>

(2) 創業支援等事業の実施方法

橿原商工会議所にて「かしはら創業塾」を開催し、会場準備・教材準備等の事務手続きはすべて商工会議所職員で行う。橿原市及び橿原商工会議所の広報誌やホームページ等のITツールで周知を行うとともに、市内の公共施設や金融機関等に案内チラシを設置する。

(公財)奈良県地域産業振興センター(奈良県よろず支援拠点)近鉄奈良駅前サテライトオフィスにて夢をかなえる土曜塾を開催する。また必要に応じて県内での広域的な開催及びオンラインでの開催も含めて実施する。会場準備、教材の準備等の事務手続は(公財)奈良県地域産業振興センター(奈良県よろず支援拠点)が行う。橿原市の広報誌及び(公財)奈良県地域産業振興センター(奈良県よろず支援拠点)・橿原市ホームページ等のITツールで周知を行う

とともに、市内の公共施設や金融機関等に案内チラシを設置する。

「かしはら創業塾」及び「(創業初心者セミナー) 夢をかなえる土曜塾」を卒業したものには市の施策や県の施策を積極的に紹介し、積極的に活用してもらうようアドバイスする他、定期的にメールや電話にて進捗状況を把握する。

特定創業支援等事業の資格を満たしたものについては、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取扱いの了解を得て、事業終了後樫原市地域振興課に情報提供を行う。

名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。

計画期間

平成27年8月1日～令和7年3月31日

変更箇所については、令和4年6月24日～令和7年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第9回認定日以降の申請が対象となる

別表 2-2 (個別相談指導)【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第2条第30項第1号に該当する事業に限る）

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	
株式会社南都銀行	
大和信用金庫	
奈良中央信用金庫	
株式会社京都銀行	
橿原商工会議所	
公益財団法人 奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）	
(2) 住所	
株式会社南都銀行	本店 奈良市橋本町16
大和信用金庫	本店 奈良県桜井市桜井281番地11
奈良中央信用金庫	本店 奈良県磯城郡田原本町132番地10
株式会社京都銀行	本店 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
橿原商工会議所	奈良県橿原市久米町652番地の2
公益財団法人 奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）	奈良県奈良市柏木町129-1
(3) 代表者の氏名	
取締役頭取	橋本 隆史
理事長	森川 善隆
理事長	高田 知彦
取締役頭取	土井 伸宏
会頭	森本 俊一
理事長	荒井 正吾
(4) 連絡先	
株式会社南都銀行	橿原支店(TEL0744-22-3601)
	真菅支店(TEL0744-24-3161) 神宮前支店(TEL0744-22-1614)
	坊城支店(TEL0744-23-1300)
大和信用金庫	八木支店(TEL0744-22-1456) 新ノ口支店(TEL0744-24-6411)
	橿原支店(TEL0744-27-7111) 坊城支店(TEL0744-28-7890)
奈良中央信用金庫	橿原支店(TEL0744-25-6600) ますが支店(TEL0744-24-7500)
株式会社京都銀行	橿原支店(TEL0744-20-3111)
橿原商工会議所	(TEL0744-28-4400) 中小企業相談所 山本 尚、馬場敏夫
公益財団法人 奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）	(TEL0742-81-3840) 畑中 伊知雄
創業支援等事業の目標	
創業を希望される方や創業後問もない方への資金調達について、市の制度融資をはじめ、融	

資を受けられる方にとって最適な融資方法を紹介し、実行する。スタートアップから創業後のフォローアップを行い、資金調達だけでなく、経営状況を把握しながら、専門職員による財務・経営指導から、金融機関・商工会議所・(公財)奈良県地域産業振興センター(奈良県よろず支援拠点)のネットワークを生かした税務・労務・資金調達・販路開拓等の支援を行う。

1. 市内金融機関(㈱南都銀行・大和信用金庫・奈良中央信用金庫・㈱京都銀行)

各金融機関の市内所在支店において、年間3件程度の創業相談件数(11支店×3件=33件)に対し、1件程度の創業者数(11支店×1件=11件)

・創業支援対象者数33人 創業者数11人

2. 橿原商工会議所・(公財)奈良県地域産業振興センター(奈良県よろず支援拠点)

近年の実績により、年間60人程度の創業相談件数に対する6人程度の創業者数を見込む。(近年の実績)

令和元年度	創業支援対象者数	79人	創業者数	22人
-------	----------	-----	------	-----

令和2年度	創業支援対象者数	67人	創業者数	23人
-------	----------	-----	------	-----

(目標数)

・創業支援対象者数:93人 創業者数:17人

創業支援等事業の内容及び実施方法

(1) 創業支援等事業の内容

<市内金融機関による個別相談指導(経営・財務・販路開拓)>

【既存・特定創業支援等事業】

創業間もない方(5年未満)または創業をめざす人たちに必要な資金について、橿原市制度融資や金融機関独自の金融商品を紹介するなど、適切な融資方法を選択し、融資を実行するほか、創業について相談があった場合には個別相談で対応し、金融機関の専門部署や外部機関と連携しながら、創業者の成長段階に合わせた、事業計画作成支援、財務・経営指導、販路開拓支援等を行う。これらの個別相談指導は1回につき1時間程度行い、別表2-1で行う創業塾を受講できなかった場合に、「経営・財務・販路開拓」について特定創業支援等事業の一部とすることができる。また、金融機関で「経営・財務・販路開拓」の指導を受け、橿原商工会議所及び(公財)奈良県地域産業振興センター(奈良県よろず支援拠点)で「人材育成」の指導を受けた場合も特定創業支援等事業を受けたものとする。

<橿原商工会議所による個別相談指導(経営・財務・販路開拓・人材育成)>

【既存・特定創業支援等事業】

創業(希望)者から相談があった場合に、相談者のステージに応じて経営指導員が直接「経営・財務・販路支援・人材育成」等について、1回1時間以上の個別相談指導を行う。相談内容によっては外部の専門家を無料で紹介し、助言を受けることができる。この個別相談指導は1ヶ月以上にわたり4回以上実施し、「経営・財務・販路支援・人材育成」の4分野について知識が身についたと認められたものを、特定創業支援等事業を受けたものとする。またこの個別相談指導を受けたものは、別表2-1で行う「かしはら創業塾」の一部を受講できなかった場合に「経営・財務・販路開拓・人材育成」の4分野について特定創業支援等事業の一部を受けたものとするることができる。

＜（公財）奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）による個別相談指導（経営・財務・販路開拓・人材育成）＞

【既存・特定創業支援等事業】

創業（希望）者から相談があった場合に、相談者のステージに応じて奈良県よろず支援拠点の専門スタッフが直接「経営・財務・販路支援・人材育成」等について、1回1時間以上の個別相談指導を行う。この個別相談指導は1ヶ月以上にわたり4回以上実施し、「経営・財務・販路支援・人材育成」の4分野について知識が身についたと認められたものを、特定創業支援等事業を受けたものとする。またこの個別相談指導を受けたものは、別表2-1で行う「夢をかなえる土曜塾」の一部かつそれによる個別の補講を受講できなかった場合に「経営・財務・販路開拓・人材育成」の4分野について特定創業支援等事業の一部を受けたものとしてすることができる。

（2）創業支援等事業の実施方法

市はホームページや広報紙への掲載により、本支援体制を広くPRする。また、個別で相談があった場合には、上記のような経営、財務、販路開拓、人材育成について、商工会議所は経営指導員または専門家連携協議会の専門家が支援を行い、（公財）奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）においては経営、財務、販路開拓、人材育成への支援を専門の職員が行い、県内の各支援機関とも連携し、一体となって創業者を支援し、定期的に創業（希望）者と連絡を取ることで進捗状況を把握する。

特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、相談内容、相談日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取扱いの了解を得て、橿原市地域振興課に情報提供を行う。年4回程度は橿原市地域振興課と情報共有を行う機会を設ける。

名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。

計画期間

平成27年8月1日～令和7年3月31日

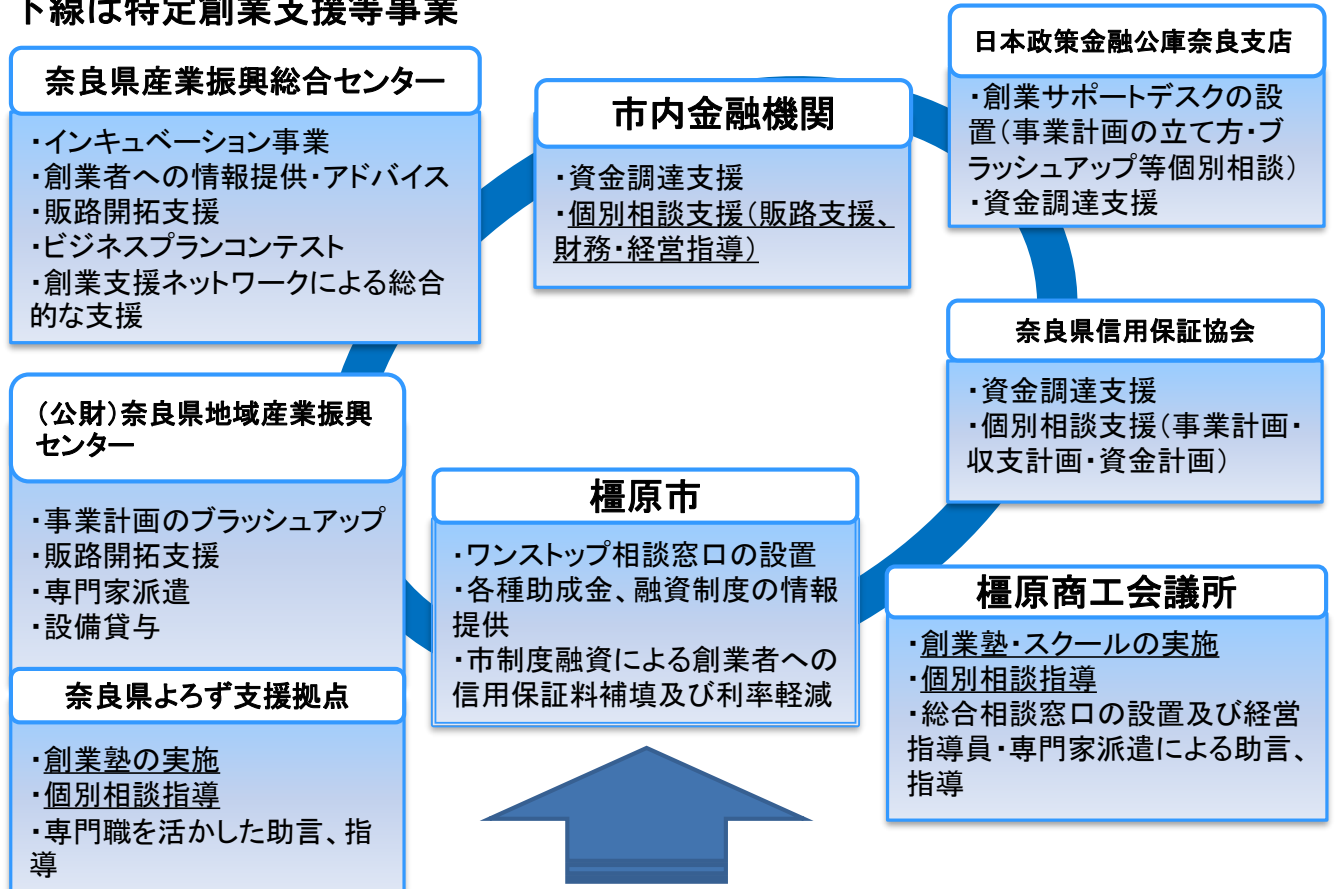
変更箇所については、令和4年6月24日～令和7年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第9回認定日以降の申請が対象となる

市区町村	橿原市
認定連携創業支援事業者	橿原商工会議所、(公財)奈良県地域産業振興センター奈良県よろず支援拠点、株式会社南都銀行、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、株式会社京都銀行
概要	<p>本計画では、市制度融資により市内の金融機関で融資を受けた場合に、利率軽減及び信用保証料を市が補填する他、創業(希望)者に対するワンストップ相談窓口を市に設置します。また日本政策金融公庫奈良支店、奈良県産業振興総合センター、(公財)奈良県地域産業振興センター奈良県よろず支援拠点、奈良県信用保証協会と連携することで、創業(希望)者の相談内容により、適切な支援機関を紹介し支援を行います。</p> <p>また橿原商工会議所が実施する「かしはら創業塾(起業塾)」及び(公財)奈良県地域産業振興センター奈良県よろず支援拠点が実施する「(創業初心者セミナー)夢をかなえる土曜塾」では、財務・人材育成・経営革新・販路拡大などをテーマとした講座を実施することで、創業(希望)者を支援します。市内金融機関や橿原商工会議所、奈良県よろず支援拠点では、創業希望者に対し、相談内容に応じて個別相談指導を実施します。</p>
年間目標数	創業支援対象者数:196人 創業者数:40人
特徴	<p>橿原市では、橿原商工会議所が実施する「かしはら創業塾(起業塾)」や(公財)奈良県地域産業振興センター奈良県よろず支援拠点が実施する「(創業初心者セミナー)夢をかなえる創業塾」の受講者をはじめとする創業(希望)者を、市・商工会議所の個別相談窓口でフォローアップを行い、ビジネスモデルの構築、資金調達など創業に必要な要素に応じて、市内の金融機関をはじめ、各支援機関と情報共有・相互提携を図りながら、市及び支援機関全体で創業(希望)者を支援します。</p>

<全体像>

下線は特定創業支援等事業



創業希望者、創業者